平成２１年（フ）第１１９号
高知県高岡郡四万十町大井川2400番地８、前住所高知県高岡郡四万十町大正430番地１
債務者　池内　大志（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９９号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746番地１
債務者　徳田　重幸
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
福岡県八女市本町74番地
債務者　井上やすえ
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７９号
福岡県八女市龍ケ原46番地１
債務者　瀬戸　一隆
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第８０号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23―519号
債務者　瀬戸　大市
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第８８号
福岡県八女市馬場907番地１
債務者　瀬戸　久善
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第９２号
福岡県八女市川犬1462番地
債務者　野口　義信
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第９７号
福岡県八女市岩崎147番地７
債務者　綾部　健二
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第９８号
福岡県八女市岩崎147番地７
債務者　綾部まどか
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１００号
福岡県八女市宮野204番地
債務者　山口　英樹
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２４号
佐賀県唐津市肥前町瓜ヶ坂1340番地２、前住所東京都豊島区南長崎２丁目25番８号　グリーンコーポ椎名町207号
債務者　美間坂　惇
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１２５号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　市営アパート臨港113号
債務者　向　　義人
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１２８号
佐賀県唐津市七山木浦2242番地
債務者　諸熊ひろみ
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５２４号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地377　オレンジヒルズＡ棟102号
債務者　髙谷　基世（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３４号
宮崎市大字加江田5047番地９
債務者　岡元まき子（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３８号
宮崎県都城市山田町山田9752番地の12
債務者　孝子　　学
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２４１号
宮崎県えびの市大字杉水流23番地　市営住宅飯野第１団地１号
債務者　倉本　和夫
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４９号
沖縄県石垣市新栄町27番地の１
債務者　平良八世美（旧姓仲地）
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部